

# 障害者の介護保険 移行手続について

---

安心して65歳を迎えるために

# 目次

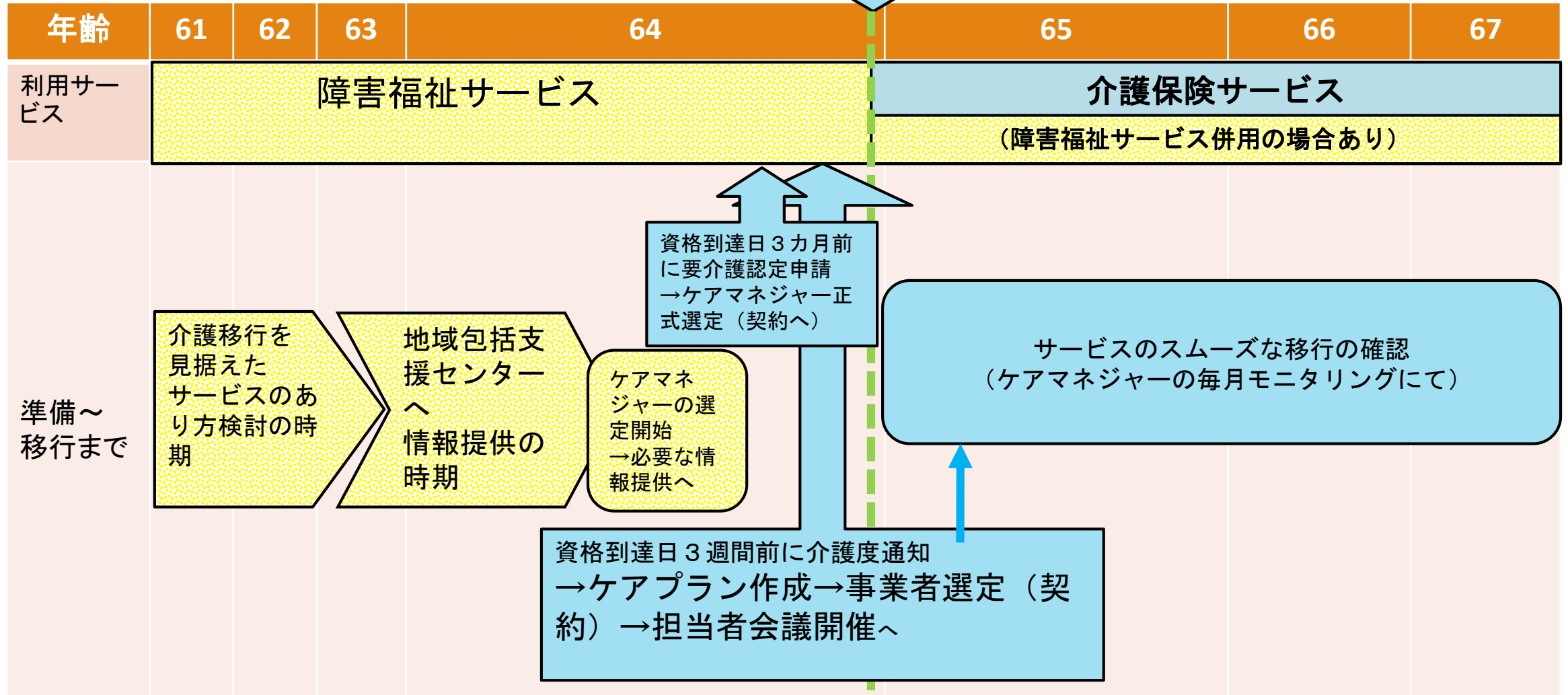
---

1 移行フローチャート(基本)	・・・3
2 移行フローチャート(☆介護非該当が見込まれる場合)	・・・4
3 移行フローチャート(☆重度者で上乗せ利用が見込まれる場合)	・・・5
4 移行フローチャート(☆障害特有サービス利用の場合)	・・・6
5 現状対応が必要な課題	・・・7
6 現状課題への対応	・・・8
7 共生型サービスとは？	・・・9
8 共生型サービスの利用	・・・12
9 現在指定の共生型サービス事業所	・・・14

# 1 移行フローチャート(基本)

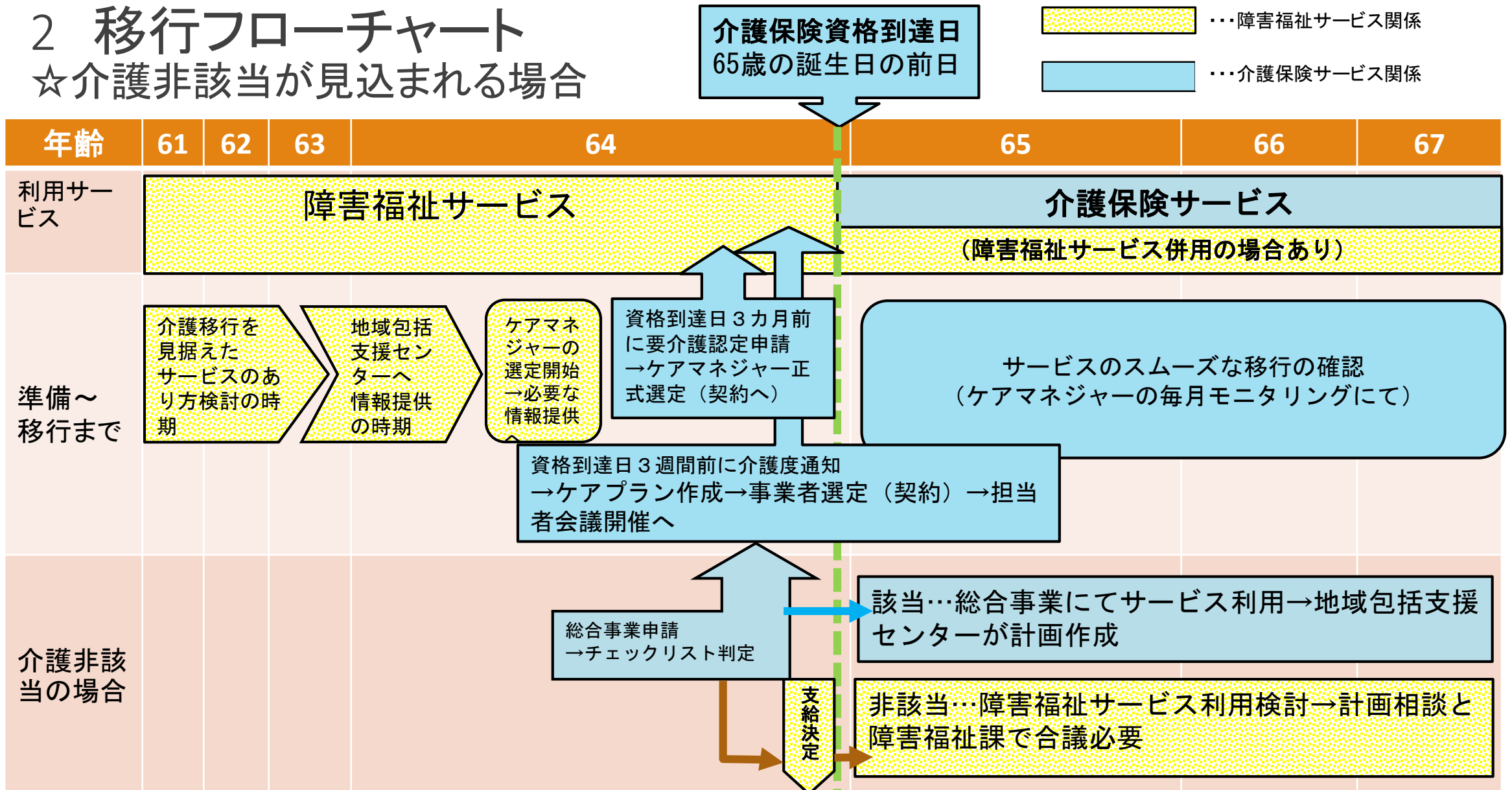
介護保険資格到達日  
65歳の誕生日の前日

...障害福祉サービス関係  
 ...介護保険サービス関係



## 2 移行フローチャート

### ☆介護非該当が見込まれる場合

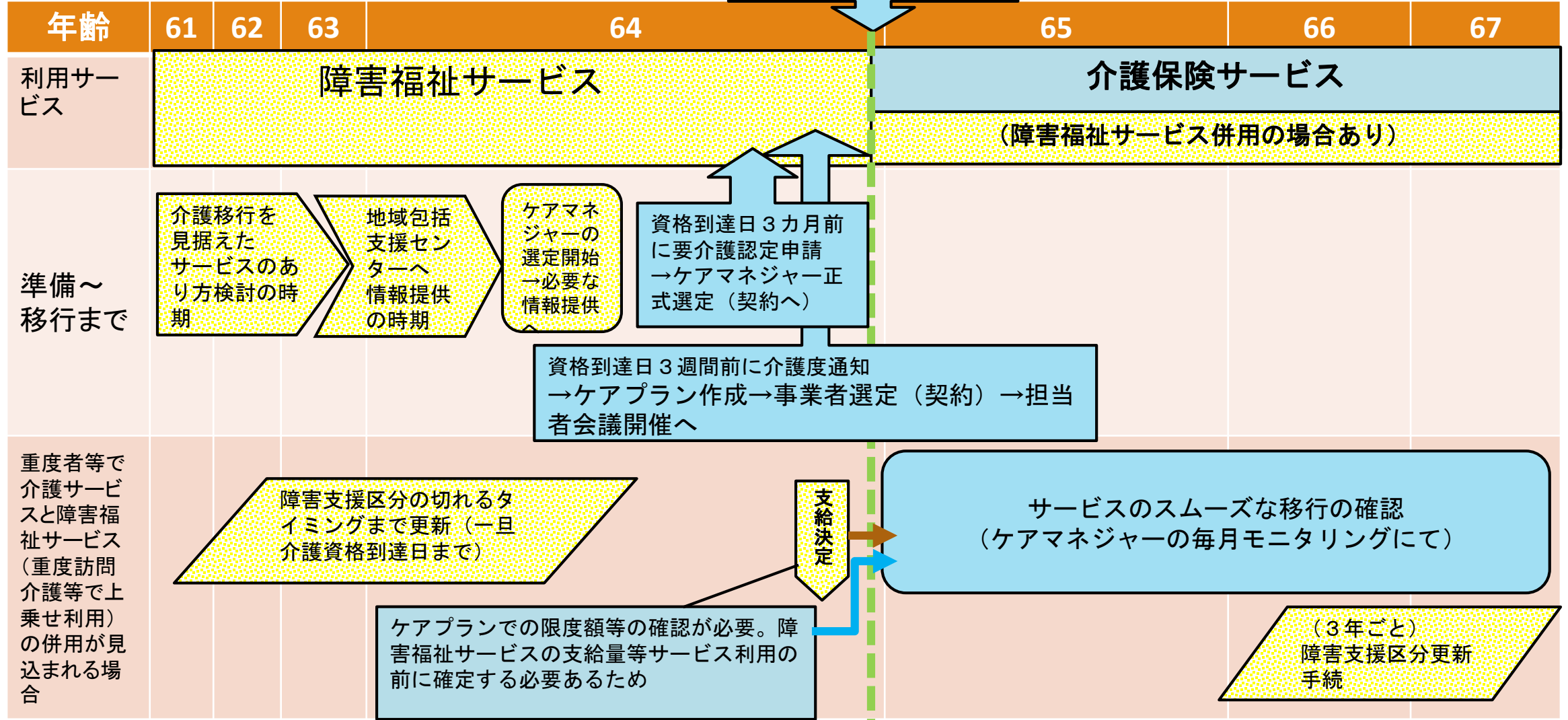


# 3 移行フローチャート

☆重度者で上乗せ利用が見込まれる場合

介護保険資格到達日  
65歳の誕生日の前日

...障害福祉サービス関係  
...介護保険サービス関係



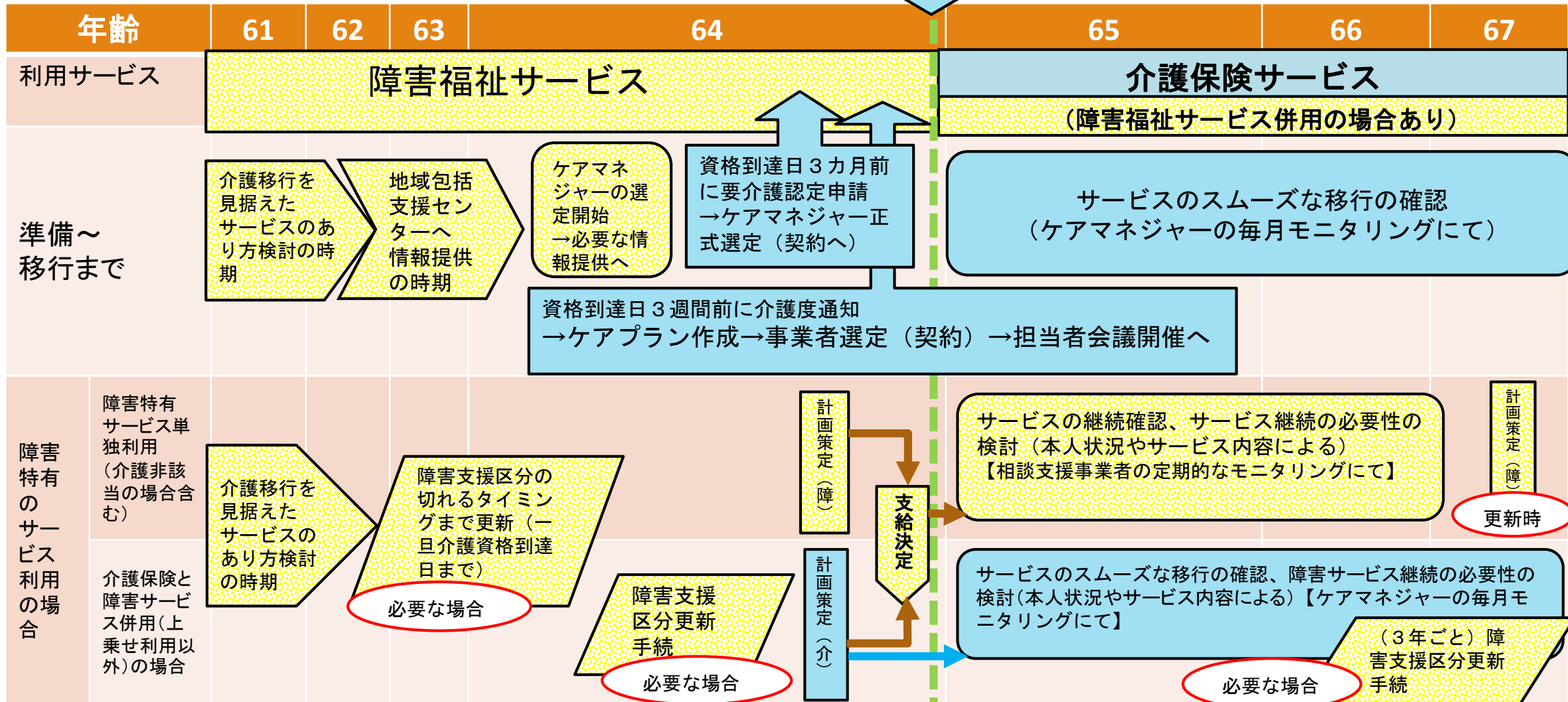
# 4 移行フローチャート

## ☆障害特有サービス利用の場合

介護保険資格到達日  
65歳の誕生日の前日

…障害福祉サービス関係

…介護保険サービス関係



# 5 現状対応が必要な課題

---

## 【課題①】

介護保険サービスのイメージを本人・家族・支援者間でもつことができていない

## 【課題②】

移行1年前に本人・家族・支援者間で移行までの支援経過や今後の支援方針の共有ができていない

## 【課題③】

障害福祉サービスと介護保険サービスの制度や利用目的について本人・家族・支援者間で共通の理解ができていない

## 【課題④】

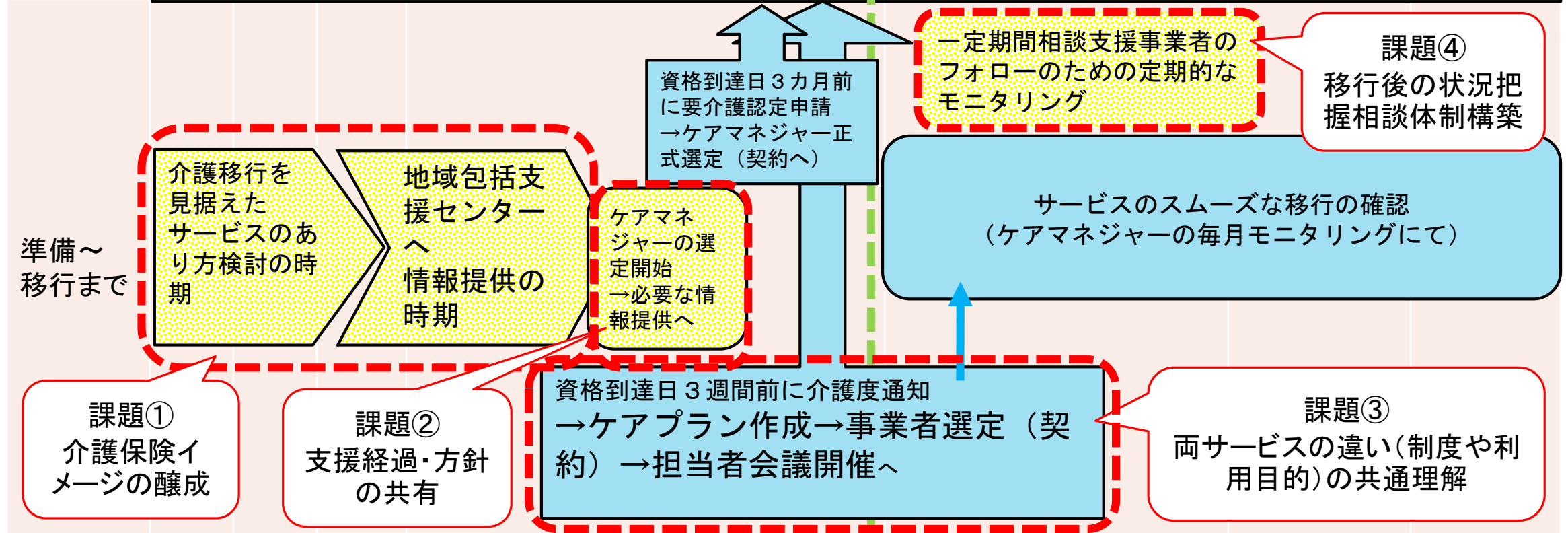
移行後における相談支援事業所と居宅介護支援事業所の支援状況やサービス調整の相談体制が継続できていない

# 6 現状課題への対応

介護保険資格到達日  
65歳の誕生日の前日

障害福祉サービス関係  
介護保険サービス関係

年齢	61	62	63	64	65	66	67
利用サービス	障害福祉サービス				介護保険サービス (障害福祉サービス併用の場合あり)		



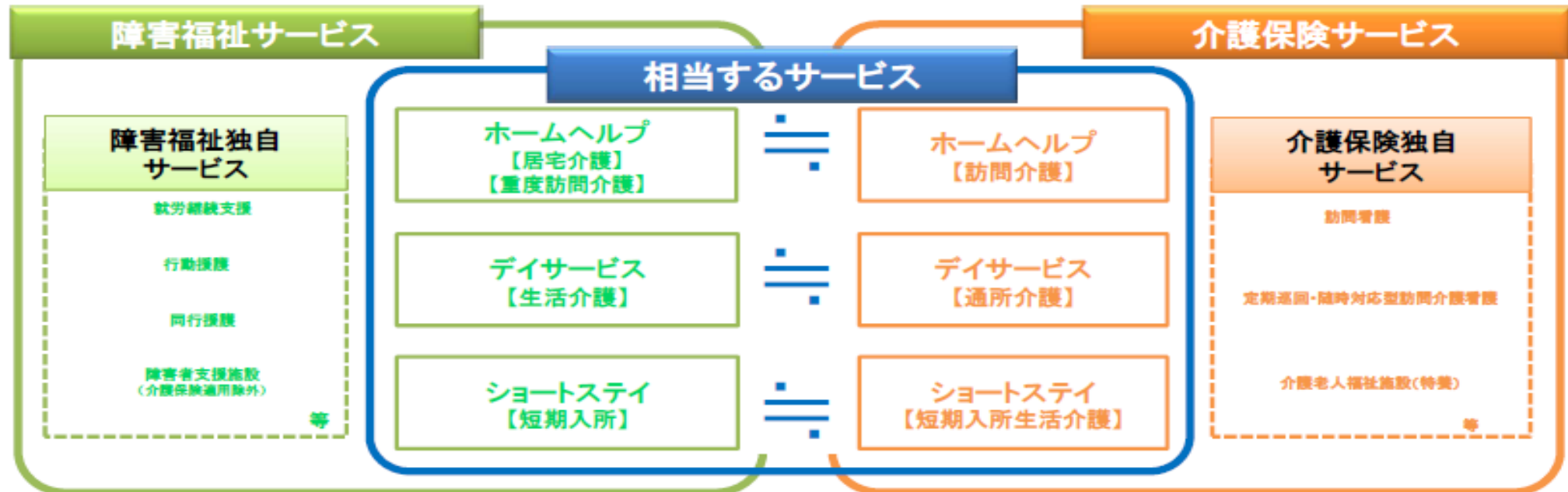


# 7 共生型サービスとは？

厚生労働省資料より

## 障害福祉サービスと介護保険サービスとの関係

障害福祉制度と介護保険制度において、それぞれ様々なサービスが設けられているが、サービスの内容や機能面から、**障害福祉サービスに類似する(「相当する」)介護保険サービスがある場合は、障害者総合支援法第7条に基づき、原則介護保険サービスの利用が優先されることになる。**  
(いわゆる介護保険優先原則)



# 7 共生型サービスとは？

厚生労働省資料より

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（概要）  
（地域共生社会の実現に向けた取組の推進（新たに共生型サービスを位置付け））

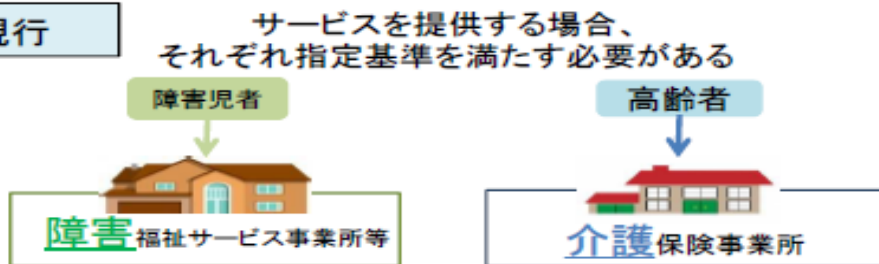
## 見直し内容

5月26日成立、6月2日公布

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける。

（注）具体的な指定基準等の在り方は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定にあわせて検討。

## 現行



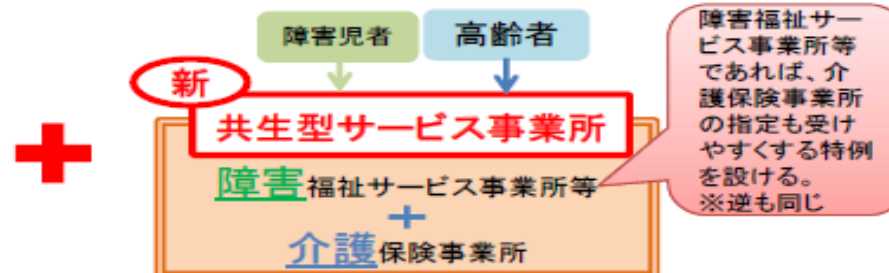
## 【課題】

- 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されるため、従来から障害福祉サービス事業所を利用していた障害者が高齢者となった場合に、馴染みの事業所を利用し続けられないことがある。
- 高齢化が進み人口が減少する中で、サービスの提供に当たる人材の確保が難しくなる。

## 改正後



## 新たに共生型サービスを位置付け



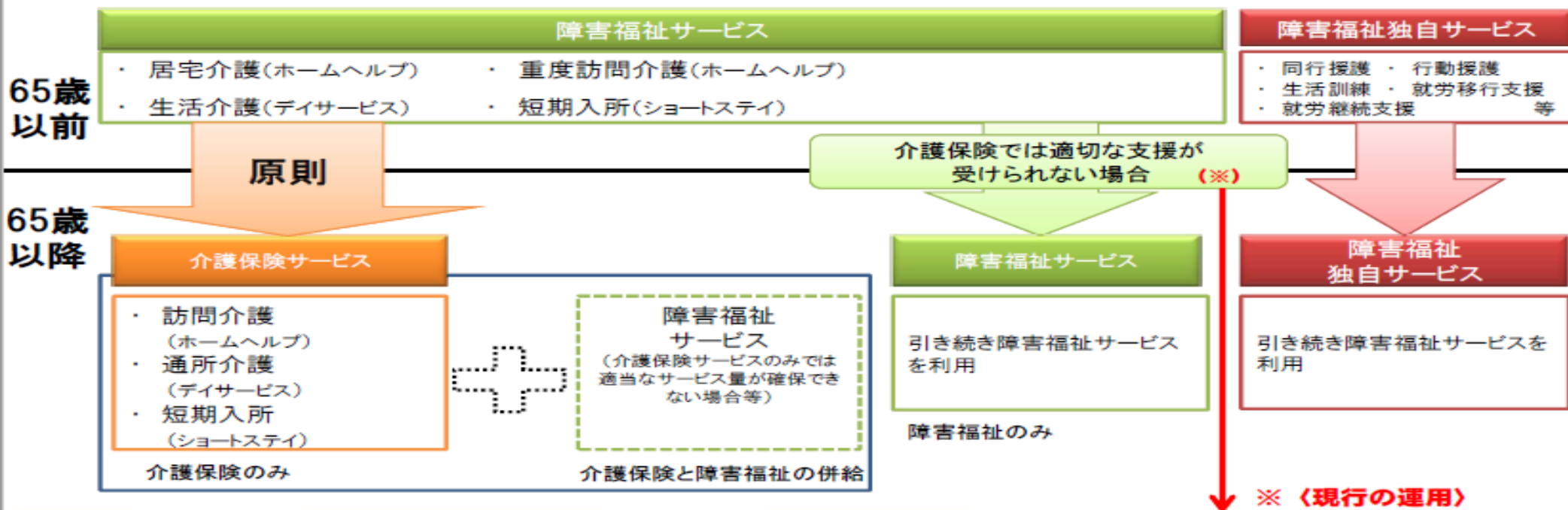
※対象サービスは、①ホームヘルプサービス、②デイサービス、③ショートステイ等を想定

# 7 共生型サービスとは？

厚生労働省資料より

## <参考2> 介護保険優先原則

参考



一律に介護保険サービスを優先するわけではなく、以下の点を踏まえ、市町村が判断する。

① 介護保険サービスを受けることが可能か否か

例・利用可能な介護保険サービス事業所が身近にない場合や空きがない場合

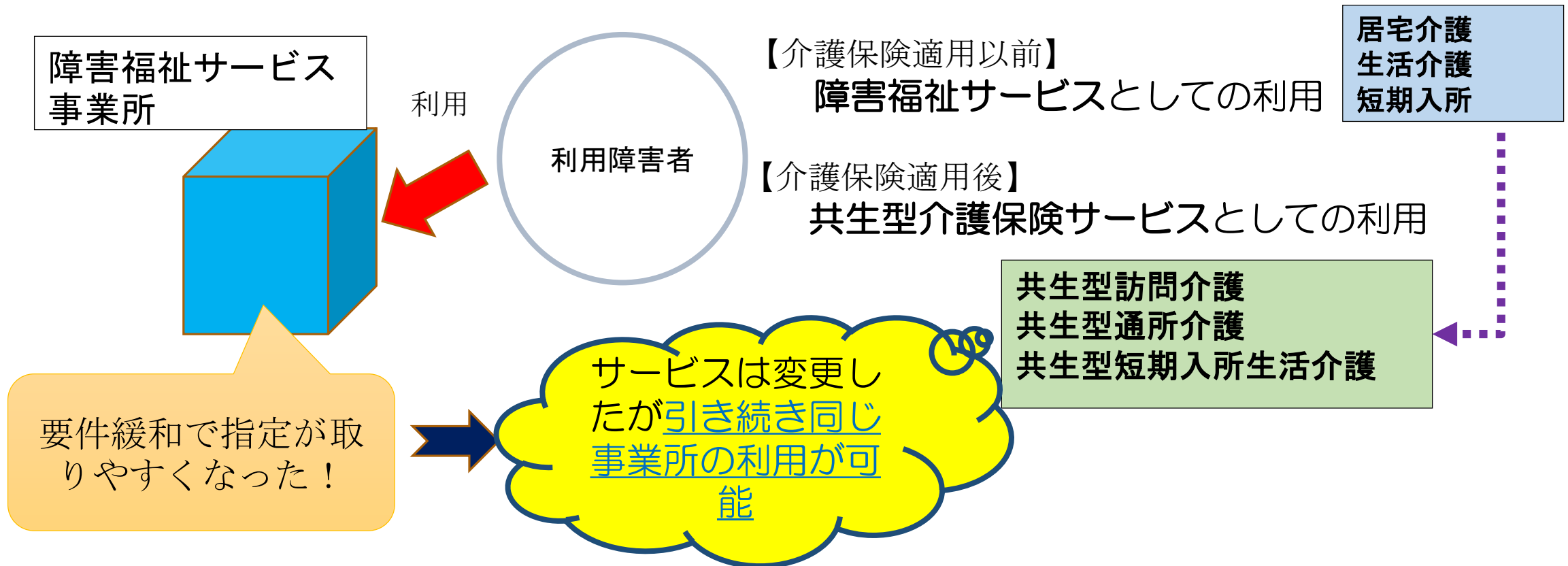
② 介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か

例・障害の状況等にかんがみ、65歳前までと同様の事業所でないと、適切な支援が提供されないと判断される場合

※ ただし、介護保険サービス利用に伴う利用者負担を回避するための障害福祉サービスの利用希望は勘案しない

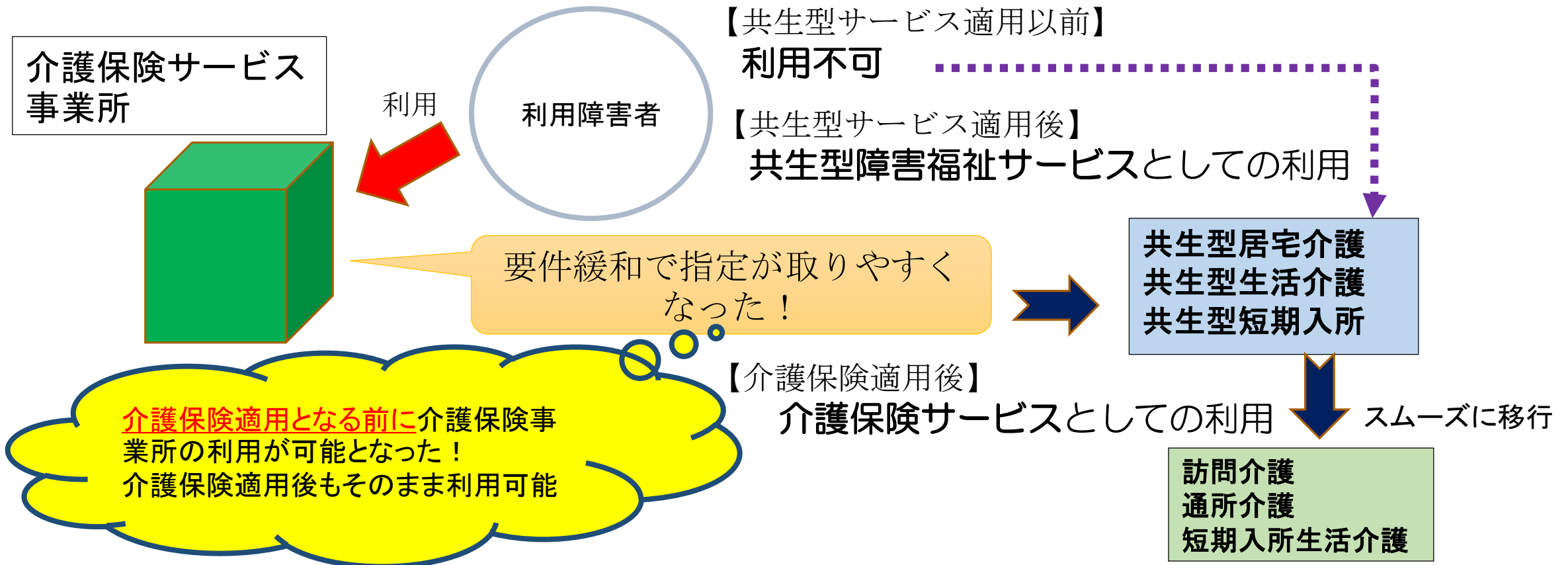
# 8 共生型サービスの利用…利用障害者が介護保険適用開始となる場合

※利用障害者が介護保険適用開始となる場合



# 8 共生型サービスの利用 ……利用障害者が介護保険適用前の場合

※利用障害者が介護保険適用前の場合



## 9 現在指定の共生型サービス事業所

★姫路市ホームページの「指定障害福祉サービス事業者・指定児童通所支援事業者・指定地域生活支援事業者一覧」のページでご確認ください。

(生活介護)・(短期入所)のページで「(※)共生型」という表記で出ています。  
<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000001185.html>



※居宅介護事業所で共生型の指定は今のところありませんが、事業所により、介護保険での指定を別で取っている事業者もあります。

★障害福祉事業所が介護保険の指定をとっている例もありますが、現在下記の1件のみです。

事業所種類	事業所名	住所	法人名	電話番号	校区
地域密着型通所介護(デイサービス) ※定員18人以下	ひびきdeほっと	〒671-0218 姫路市飾東町庄227	社会福祉法人ひびき福祉会	079-252-8488	谷外